

# 青森県報

号外第七十五号

平成十五年  
八月四日  
(月曜日)

## 目 次

### 海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止…… (事務局) …… 一

## 海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、さけを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

平成十五年八月四日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 新 田 常 雄

### 一 海域

青森県東部海区管内沖合海域

### 二 期間

平成十五年九月一日から平成十六年二月二十九日まで

### 三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、青森県水産総合研究センターの委託を受け調査目的をもって操業する者を除く。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭